請求日	年	月	日

(宛先) 姫路市長

## 施設等利用費請求書(償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の<u>預かり保育事業の施設等利用費</u>

<b>7</b> △1⊓	Æ	4月~6月	7月~9月	八註畫田
T AL	<del>4</del>	4月~6月 10月~12月	1月~3月	万亩水用

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求 しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、姫路市内に居住していることを姫路市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを姫路市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を姫路市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を姫路市が確認すること。

#### 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者) ※施設等利用給付認定通知書の保護者欄に記載された保護者の氏名を記載

フリガナ	認定	生年月	日	年	月	日
氏 名 ※償還払いの振込先は申請者名義の口座です	子ども との 続柄	現 住 所 電	話:			

### 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ	生年月日	年	月	日
丘 夕	認定通知書に記載の認定番号			
氏 名	認定通知書に記載の認定区分	□新2号(3歳以上)	□新3号	(3歳未満)

#### 3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	請求期間中の在籍状況	□期間□	中全部在第		途中	入園又	くは追	遠園した	÷.
施設名称	上記で、途中入園	又は途中	退園に該	当した	_場台	合はその	り年り	月日を記	記入
施設名称		年	月	日	(	入園	•	退園	)

#### 4. 区分にチェックの上、償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

区分	金融機関名	預金種目	□ 普通 □ 当座					
□新規	銀行・信用金庫 支	口座番号(右詰め)						
□変更	農協・信用組合 出張	所 口座名義						
	(金融機関コード: ) (支店コード:	(カタカナ)						
□継続	⇒前回の振込先と同じ口座に振り込ませていただきますので、口座情報の記入は不要です。							

<sup>※1</sup> 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。 区分が新規又は変更の場合は、通帳の写し等、口座情報が確認できる書類を添付してください。

### 5. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※2参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

AIR. 1. 1			在籍園	の預かり保育事業		認可外保育施設等	請求額(「c+d」
利用年月				対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い 方を記入(c)	に支払った金額(d) ※2 ※3	か月額上限額の低 い方を記入)※4
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円
年	月	円	日	円	円	円	円

<sup>「</sup>認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8 時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

- ※3 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳 コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書(又は領収証兼提供証明書)を添付して下さい。
- ※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が新2号の場合は11,300円、新3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超 える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

## <預かり保育の他に<u>認可外施設等も併せて利用している場合のみ</u>裏面も記入して下さい>

確	2	3	領収	提供	確認	入力	支払		こど	もコ	<b>-</b> }	· ·	
認欄													

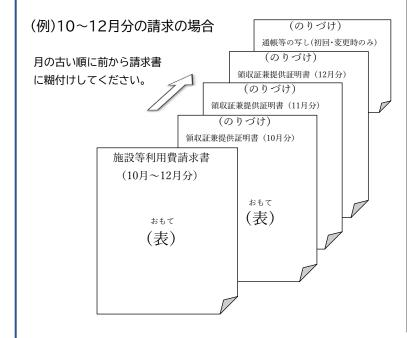
6. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合のみ記入(※5)

※①~⑤に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

1	フ リ ガ ナ 施 設 ・ 事 業 名	所在市町村	市・町・村電話:
2	フ リ ガ ナ 施 設 ・ 事 業 名	所在市町村	市・町・村電話:
3	フ リ ガ ナ 施 設 ・ 事 業 名	所在市町村	市・町・村 電話:
4	フ リ ガ ナ 施 設 ・ 事 業 名	所在市町村	市・町・村電話:
(5)	フ リ ガ ナ 施 設 ・ 事 業 名	所在市町村	市・町・村 電話:

- ※5 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、
  - 在籍園の預かり保育事業について
    - ・教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満
    - <u>又は</u> ・<u>年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。</u>

# ◎ 請求書の提出方法について



(1) 請求書の裏面の上部に領収証兼提供証明書 (原本) の表面の上部を月毎に前から順番に貼 り付けしてください。(領収証と提供証明書が 別々の様式の場合は領収証(10月)→提供証明 書(10月)→領収証(11月)…のように月ごと にまとめて張り付けてください)

領収証等は返却できませんので、必要な場合 は事前に写しをとっておいてください。

- (2) 同じ月に複数の領収証がある場合、月単位でまとめて貼り付けてください。
- (3) 初回申請時又は振込口座変更時のみ、申請者名義の振込先口座(金融機関、支店名、名義、口座番号)の分かるものの写しを一番後ろに添付してください。

◎記入例についてはこちらでご確認ください。



